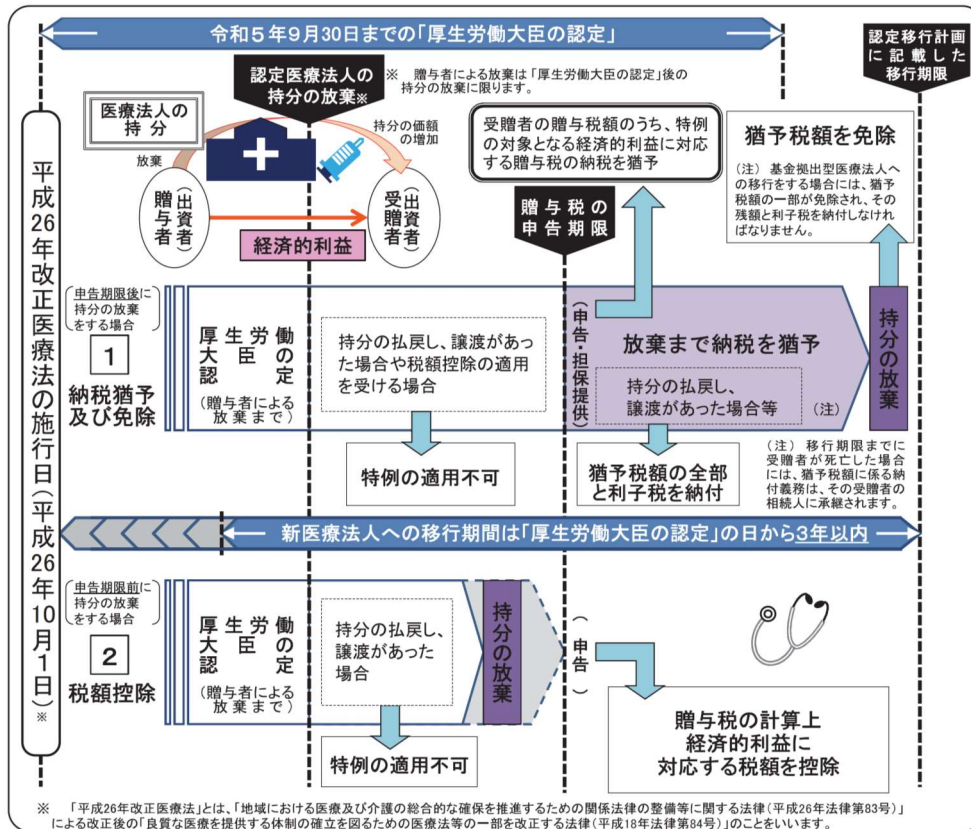


○ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例等

1 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要



認定医療法人^(注1)の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画^(注2)に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（以下、猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

(注) 1 「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日）から令和5年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限ります。以下同じです。

「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定をいい、「医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する経過措置医療法人（平成19年4月1日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。）をいいます。以下同じです。

2 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。以下同じです。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人（社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。以下同じです。）への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して3年を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

◎ 医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

区 分		届出により免除される額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 ^(注1) した場合	医療法人持分納税猶予税額（全額）
②	認定医療法人が基金拋出型医療法人 ^(注2) への移行をする場合において、持分の一部を放棄 ^(注1) し、その残余の部分とその基金拋出型医療法人の基金として拋出 ^(注3) したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拋出した額に対応する部分の金額を控除した残額

- (注) 1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」(医療法施行規則附則様式7)を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。
 2 「基金拋出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金拋出型医療法人をいいます。以下同じです。
 3 基金として拋出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」(下記②参照)の適用を受ける場合

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。ロ及びハにおいて同じです。）の持分を有していた人であること。

ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）であること。

ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、次の表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（この特例の適用に係る認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

添付書類	
1	認定医療法人の持分の放棄の時に厚生労働大臣の認定を受けていることを証する書類
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時に認定医療法人の出資者名簿の写し

(注) 受贈者が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは、税務署にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類
<ul style="list-style-type: none"> 受贈者が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書 印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） 特例の適用に係る認定医療法人が、受贈者が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の6第1項第3号に規定する書類

(3) 医療法人持分納税猶予税額の納付

イ 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において、受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拠出型医療法人への移行をする場合において、受贈者が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

□ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(※)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式

により計算した割合（0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨て、その割合が0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。）になります。

（算式）

$$6.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(*)}}{7.3\%}$$

※ 利子税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年0.5%の割合を加算した割合

(4) 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その受贈者の相続人が承継することになります（死亡した受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

2 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例

(1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（(注) ※1 参照）したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額^(注)を控除します（以下、贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合

(注) 「放棄相当贈与税額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

区 分		税 額 控 除 額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 ^{※1} した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 ^{※1} し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出 ^{※2} したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式7）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

2 基金として拠出した額に対応する部分の贈与税額は税額控除の対象となりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。ロ及びハにおいて同じです。）の持分を有していた人であること。

ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）で、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（上記(1)の（注）※1 参照）した人であること。

ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出する必要があります。

添 付 書 類	
1	認定医療法人の持分の放棄の時に厚生労働大臣の認定を受けていることを証する書類
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時に認定医療法人の出資者名簿の写し
4	受贈者が認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限り）の写し
5	受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時に認定医療法人の出資者名簿の写し
6	(1)の(注)②の場合（認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拠出したとき）に限り、 基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り）の写し

3 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例

(1) 特例の概要

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、その持分の価額の増加による経済的利益について、相続税法第9条（対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合に、その利益を贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす規定をいいます。）の適用がある場合において、「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」（上記1参照）又は「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」（上記2参照）のいずれかの特例の適用を選択したときは、その経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により受けたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続税法第19条第1項の規定（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の規定をいいます。）は適用されず、相続税の課税価格に加算されません。

(注) 1 この特例は、受贈者が、上記1又は2のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

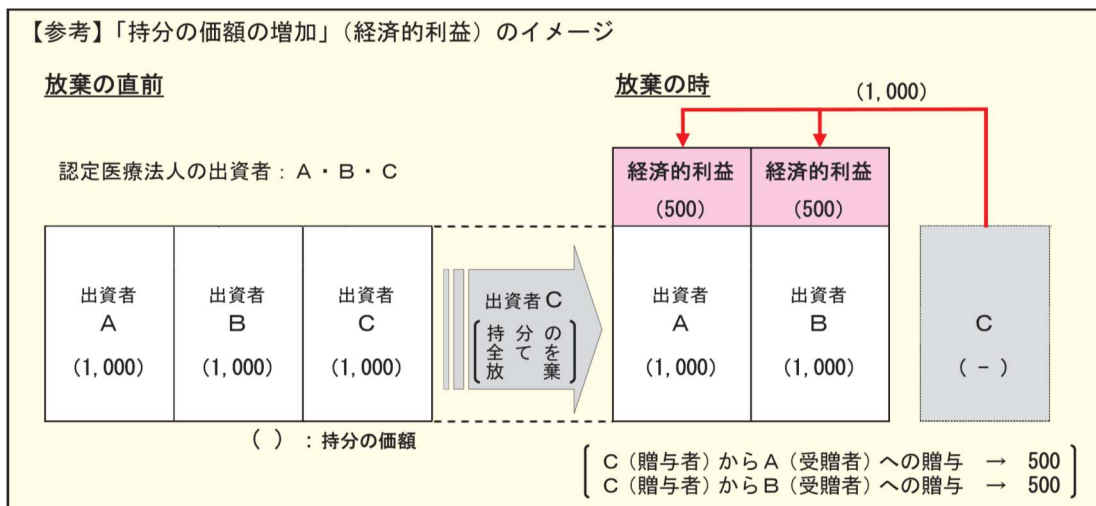
なお、受贈者が上記1の特例を選択する場合には、特例の適用に係る医療法人が贈与税の申告期限において、認定医療法人でなければなりません。また、受贈者が上記2の特例を選択する場合には、受贈者がその医療法人の持分の放棄をするときにおいて、その医療法人が認定医療法人でなければなりません。

2 この特例の適用を受ける場合には、遺言により持分が放棄され、医療法人の持分に係る経済的利益を遺贈で取得したとみなされるときであっても、その経済的利益は贈与により受けたものとみなされ、死亡した「医療法人の持分を有する人」は「贈与者」と、その経済的利益を受けた「医療法人の持分を有する他の人」は「受贈者」として、上記1又は2の特例の適用を受けることになります。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、上記1又は2の特例の適用を選択する旨を記載の上、その特例の適用に必要な書類（上記1(2)ニ又は2(2)ニの申告の手続をご参照ください。）を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出する必要があります。上記のほか、この特例の適用要件の詳細については、税務署にお尋ねください。



4 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例

○ 特例の概要

認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 10 月 1 日）から令和 5 年 9 月 30 日までの間に厚生労働大臣の認定（上記①(1)の（注 1）参照）を受けた医療法人に限ります。）の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄（認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人への移行をする場合におけるその移行の基因となる放棄に限り、遺言による放棄を除きます。）をしたことにより、その認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、**贈与税の申告書の提出期間内に、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出したときは、その経済的利益について、贈与税は課税されません。**

添付書類	
1	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
2	認定医療法人の持分の放棄の時に於いて厚生労働大臣の認定を受けていることを証する書類
3	認定医療法人の認定移行計画の写し
4	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
5	厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」の写しなどで、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があったことを明らかにする書類

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

《 厚生労働大臣の認定が取り消された場合の修正申告等について 》

この特例の適用を受けて贈与税の申告をした認定医療法人（その認定医療法人が合併により消滅した場合には、その合併によりその認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人）が、贈与税の申告書の提出期限からその認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して 6 年を経過する日までの間に、平成 18 年医療法等改正法附則第 10 条の 4 第 2 項又は第 3 項の規定により厚生労働大臣の認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして、その経済的利益について贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、その厚生労働大臣の認定が取り消された日の翌日から 2 か月以内に、その年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなりません。

なお、この場合における認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした人の異なるごとに、その放棄をした人の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額となります。